



八女市障がい者等自立支援協議会

八女市障がい者等自立支援協議会とは?

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法(現:障害者総合支援法)において地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置付けられたものです。

八女市の自立支援協議会は、平成 19 年 6 月から八女市(旧黒木町・旧立花町・旧星野村・旧矢部村を含む)と広川町を圏域として設置されました(現在の圏域は八女市のみ)。

八女市障がい者等自立支援協議会では、当事者、ご家族、相談支援機関、福祉サービス事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政等が参画して八女市で障害のある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会です。

八女市自立支援協議会の目的

障害者の皆様のよりよい暮らしの応援をするためにつくられました。



(1)
相談支援事業の
運営評価に関する
こと。

(2)
困難事例への
対応の方法に
関すること。

(3)
関係機関による
連携体制の構築に
関すること。

(4)
地域の社会資源の
開発及び改善に
関すること。

(5)
その他必要と
認められる事項。



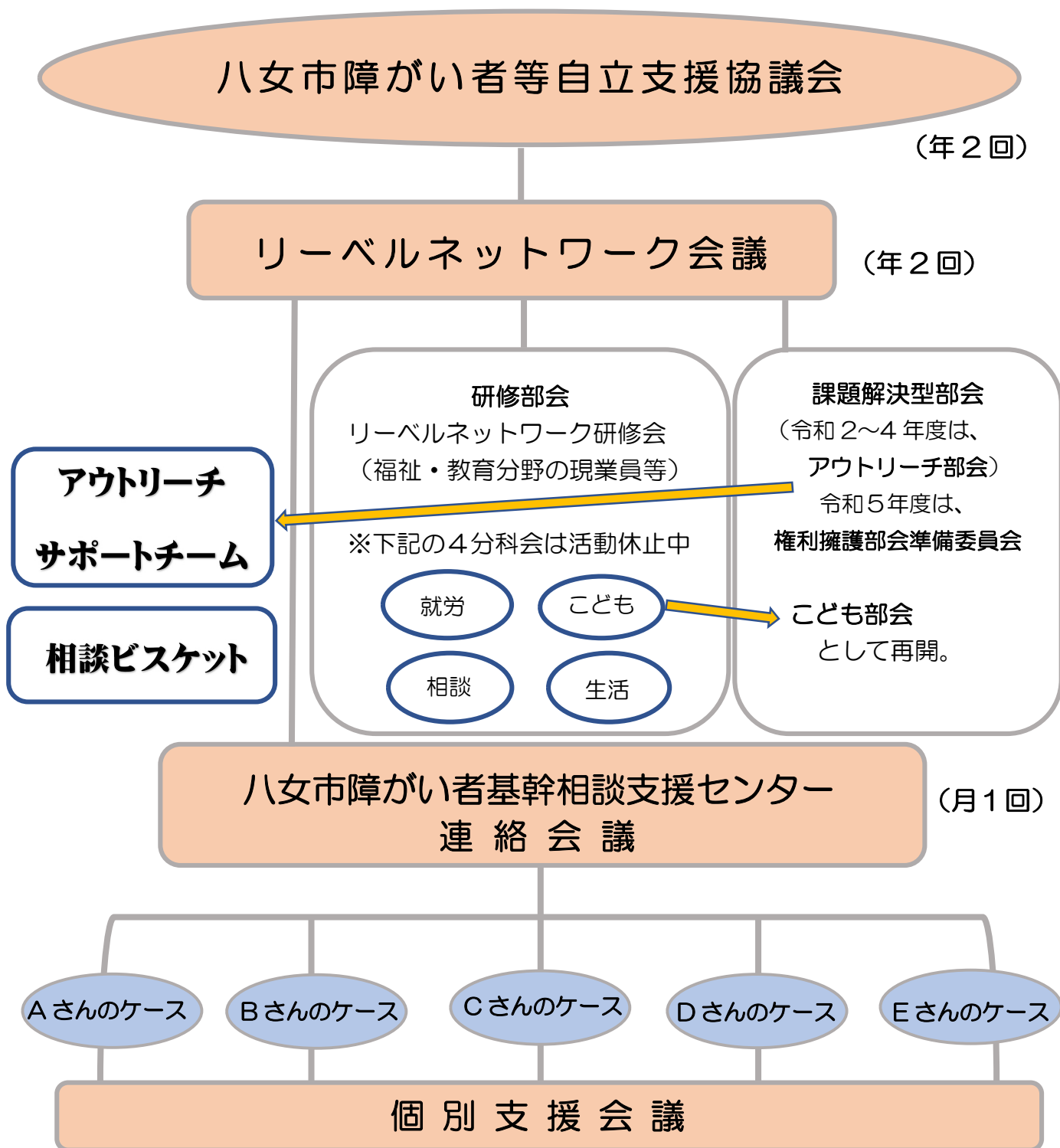
八女市自立支援協議会のメンバーは

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 雇用関係機関
- (4) 障害者関係団体の代表者等
- (5) 障害福祉サービス事業者
- (6) 県保健福祉環境事務所
- (7) 市町村代表

の方々により構成されています。



八女市障がい者等自立支援協議会構成図（令和2年度～）



リーベルネットワーク会議

- ◇構成 相談支援従事者・保健・医療関係機関・雇用関係機関・障害者関係団体の代表者等・障害福祉サービス事業者・県保健福祉環境事務所・市福祉行政・八女市障がい者基幹相談支援センター相談支援専門員・その他の関係者(特別支援)教育関係

分科会（生活支援分科会、就労支援分科会、こども分科会、相談支援分科会）から
研修部会、課題解決型部会（令和2～4年度はアウトリーチ部会）へ

◇役割

過去10年間の各分科会活動の成果を評価する一方で、そこから見えてきた不足する部分を充足させるために、これらの分科会を一旦活動停止し、分科会の枠を越えた研修会等を行なっていくことで、八女市の障がい福祉の底上げを目指す。

また、個々の相談ケースの対応の中で新たに見えてきた地域課題を解消していくために、テーマ（課題）に焦点をあてた部会を設け、活動期間を設け活動していく。

◇構成

リーベルネットワーク会議構成団体の実務者（現場担当者）等であり、研修部会については、その研修内容に対して参加を希望する者、課題解決部会については、その活動に賛同する団体や個人、また必要と思える団体や個人

●研修部会

障がい福祉に関わる現業員と教育（特に特別支援教育）に関わる現業員が共に学ぶ研修、障がい福祉に関わる者の支援の質を高める研修、障がい当事者やその家族や支援者向けの勉強会 など

●課題解決部会（令和2～4年度 アウトリーチ部会）

その時々のテーマ（令和2～4年度は「ひきこもり」）を課題として持つ障がい当事者に対する支援手法について、より有効的なものにするべく、様々な立場（職域）で一緒に検討していき、成果ある実践に結びつけていくものである。

（※令和5年度は、権利擁護部会準備委員会を立ち上げ活動する。）

八女市障がい者基幹相談支援センター 連絡会議

◇役割

基幹センターが行なう業務（相談支援やリーベルネットワークの事務局活動など）から見えてくるニーズや課題について障がい福祉行政と共有化を図る。

◇構成

八女市障がい福祉行政職員・八女市障がい者基幹相談支援センター相談員、
八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれんコーディネーター など

個別支援会議

◇役割 ニーズや課題の協議

◇構成 本人、家族、関係者

